

愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正の概要

1 改正内容

(1) 複数の公的医療機関等の再編統合の特例等の取扱いの追加

公的医療機関等を含む複数の医療機関が再編統合を行う際の特例制度について手続きを明記するもの。

(2) 各病床における病院の開設等の取扱手順の整理

精神病床、結核病床及び感染症病床の病床整備について、各構想区域の推進委員会における協議を不要とし、必要に応じ県単位で開催される当該病床に係る関連会議において意見を聴くこととするもの。

(3) その他必要な文言修正等

引用条項の修正や、手続きの実態に合わせた文言の修正等を行うもの。

2 改正の理由

令和5年10月13日（金）開催の愛知県医療審議会医療体制部会において、同要領の一部改正が承認されたことに伴う改正。

3 施行期日

令和5年10月13日から施行する。